

エステ業界初!

エステティックTBCとエステ・ユニオンは

# 勤務間インターバル労働協約

## を締結します

本協約のポイント

**休息時間**を確保して、**長時間労働**を抑制し、**ワークライフバランス**を実現します

## 1 エステ業界初 勤務間インターバル制度を導入

電通過労死事件 【ある日の勤務時間のパターン】

早朝4時まで残業した後、数時間後には再び出社



→月に約**130時間**の時間外労働（最長）

なぜ日本では長時間労働が蔓延するの？

3大規制

日本の現状

①インターバル

→法制化されておらず  
導入は一部の企業のみ

②上限規制

→36協定が青天井  
長時間でも締結可能

③割増賃金

→残業代不払いが横行

勤務間インターバル規制とは



労働者の健康確保、  
ワークライフバランスの実現を

- ・一日の勤務終了後の「**休息時間**」の確保を義務づける
- ・EU加盟国では義務化されている
- ・厚生労働省は制度を導入した中小企業に助成金を支給する方針

## 2 勤務間に「9時間の休息時間」を義務化

会社は、従業員の休息時間を確保することを約束します

- ・従業員が9時間の休息時間を取った後でなければ、次の勤務をさせない。
- ・従業員が9時間の休息時間を確保できないシフトを組まない。
- ・9時間の休息時間が次の始業時間に及んだ場合は、その時間も勤務したものとみなし、賃金をカットしない。

勤務間インターバルの導入状況

EU	11時間
TBC	9時間
KDDI	8時間

## 3 「11時間の休息時間」の確保を目指します

目指すは欧州レベル 11時間の休息時間をスタンダードに

- ・従業員の健康管理上の指標として、**11時間の休息時間**を付与する。
- ・休息時間が11時間未満であった日がひと月で11日以上になった場合は、様々な**健康配慮措置**を取る。

上記が守られていない場合は、TBCとユニオンは直ちに協議し、改善を行います。  
私たちは、エステ業界全体を安心して働ける業界にしていくことを目指します。